

「建設業許可の手引」の一部変更について(H24. 11)

新	旧
<p>1 もくじ第2部</p> <p>    <b>「健康保険等の加入状況(様式第20号の3)」・・・P140-2</b>          <b>「主要取引金融機関名(様式第20号の4)」・・・P141</b></p> <p>2 P12(1)経営業務の管理責任者 要件③(※中段の表中の③)          建設業の許可を受けようとする業種に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位(※事業継承(許可番号の引継ぎ)の場合は、<u>前事業主の配偶者及び子。独立開業や他業者の役員・支配人に就任し「経営業務の管理責任者」となる場合は、客観的に個人事業主の経営業務を補佐していたと認められる者(血縁関係は問いません)。</u>13ページ参照)をいう。)にあって次のいずれかの経験を有する者。*確認書類については、P30を参照してください。</p> <p>3 P13 ⑦経営業務を補佐した経験          経営業務を補佐した経験とは、法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者(省略)、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者(下段※参照。)が、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者・・・(省略)</p> <p>4 ※「当該個人に次ぐ職制上の地位にある者」とは、個人事業主に次ぐ職制上の地位にある者です。具体的(補佐経験者として認定される範囲)には、以下の通りです。          ・ <u>個人の許可業者が死亡または高齢・傷病による引退により、事業を廃業し、その事業を継承する場合(「事業継承」=前事業主の許可番号を引継ぐ。この場合、前事業主の税務上、建設業法上の廃業届の提出が必要。)</u>は、7年以上経営業務の補佐経験のある配偶者または子に限り、<u>ます。</u>          ・ <u>上記以外の者で、個人事業主の経営業務の補佐経験を7年以上していた者が、独立開業し許可申請(新たな許可番号の取得。)する場合や他業者の役員・支配人に就任し、経営業務の管理責任者になる場合は、血縁関係等は問いません。ただし、個人事業主の補佐経験により、「経営業務の管理責任者(経営)」になろうとする場合、当該個人事業主につき、原則として1名に限り補佐経験者として認定します。</u>          <u>なお、「個人事業主に次ぐ職制上の地位」にあったかや経営業務の補佐をしていたかについては、給与の額や対外的な職制上の地位により、個別に判断します。</u></p> <p>5 P26【表5】許可申請書類の一覧          「健康保険等の加入状況(様式第20号の3)」が一覧に加わります。また、「主要取引金融機関名」は、様式第20号の4となります。</p> <p>6 P28 ②確認書類          ●営業所の所在地を確認するための書類(新規申請時および営業所の新設、移転に係る変更届出時に提出します。              <u>ただし、2(4)については、更新申請時も提出が必要です。</u>)          ※ <u>新規申請のうち「法人成」と「事業継承」については、原則として不要ですが、個人事業主時代の営業所または前事業主の営業所と「所在地」が異なる場合は、確認書類の提出が必要です。(営業所の所在地が異なることにより、管轄土木事務所が変更となる場合、新しい営業所所在地を管轄する土木事務所に申請願います。)</u>              <u>ただし、「営業所の所在地」が同一の場合は、対象外となります。(確認書類の添付は、不要です。)</u></p> <p>2 写真(明瞭なもの)          (4)建設業の許可票の掲示状況(新規申請時を除く。<u>更新許可申請時</u>および営業所の新設または移転等の届出時に添付が必要。)          ※1 遠景及び近景各一葉とし、近景は標識への記載文字が判読できるものとする。          ※2 更新時において従たる営業所を有する場合は、営業所毎の許可標識の写真が必要。          <u>※3 更新許可申請時の写真の添付は、平成25年2月1日受理分からとする。</u></p> <p>7 P30 オ 経営業務を補佐した経験を確認するための書類          許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいいます。)にあり、7年以上経営業務を補佐した経験(実際に補佐していた業種以外は、認められません。)を確認するための書類</p> <p>8 P30 (個人事業主に係る経営業務の補佐経験を確認するための書類)          (ア)準ずる地位(職制上の地位)であることを確認するための書類              ・7年分の確定申告書の写し(専従者欄に氏名の記載があることや税務申告決算書の「給料賃金の内訳」欄に氏名の記載があり、<u>原則として事業主に次ぐ所得を得ていること。</u>          (イ)工事請負の経験を確認するための書類              (省略。)          <b>【事業継承】(前事業主の許可番号を引継ぐ場合。)</b>は上記(ア)(イ)の確認書類に加えて下記(ウ)～(オ)の確認書類の提出が必要となります。          (ウ)戸籍謄本(本人の抄本、前事業主の除籍謄本(死亡の場合))          (エ)建設工事にかかる債権債務の継承を確認するための書類              (省略。)          (オ)前事業主の税務上、建設業法上の廃業届</p> <p>9 P35(参考)新規許可の特例「法人成」「事業継承」          法人成、事業継承とも、その前後において、          ・<u>営業所の所在地は同一であることが必要です。</u>          (以下、省略)          ※法人成、事業継承ともに、「営業所の所在地の同一性」をそれぞれの要件から除外します。</p> <p>P140-2 「健康保険等の加入状況(様式第20号の3)」の記載例が追加されます。          P141 様式第二十号の<u>四</u>(※施行規則改正に伴う左肩の様式番号の変更。)</p>	<p>建設業の許可を受けようとする業種に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位(※当該個人の配偶者・子に限る。13ページ参照)をいう。)にあって次のいずれかの経験を有する者(以下、省略。)</p> <p>経営業務を補佐した経験とは、法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者(省略)、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者(※当該個人の配偶者・子)が、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者・・・(省略)</p> <p>※「個人に次ぐ職制上の地位にある者」が適用されるのは、個人の許可業者が死亡または高齢・傷病による引退により、事業を廃業し、補佐経験者(当該個人の配偶者、子に限る。)に事業を継承する場合に限ります。</p> <p>P28 ②確認書類          ●営業所の所在地を確認するための書類(新規申請時および移転に係る変更届出時に提出します)          ※新規申請であっても「法人成」と「事業継承」については、対象外とします。</p> <p>(4)建設業の許可票の掲示状況(新規申請時を除く。標示内容の判読が可能なもの)</p> <p>P30 オ補佐経験の場合を確認するための書類          許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいい、個人事業主の救済のために例外的に認めたものであり、その本人の配偶者・子が該当します。)にあり7年以上経営業務を補佐した経験(申請する業種以外の補佐経験は、認められません。)を確認するための書類</p> <p>(個人に係る事業継承の場合)          (ア)前事業主との関係を確認するための書類              (省略)          (イ)準ずる地位(職制上の地位)であることを確認するための書類              ・7年分の確定申告書の写し(専従者欄に氏名の記載があること。なお、住宅等の事情により別居しながら補佐した者にあっては～(省略)          (ウ)工事請負の経験を確認するための書類              (省略)</p> <p>法人成、事業継承とも、その前後において、          ・<u>営業所の所在地は同一であることが必要です。</u>          (以下、省略)</p> <p>様式第二十号の<u>三</u></p>

本「新旧対照表」及び変更後の『建設業許可の手引』は、静岡県HP「建設業のひろば」内にも掲載しておりますので、そちらをご確認ください。